

長浜市景観形成基準

ー特定景観形成重点区域ー



～長高い自然と歴史文化がとけあうまち～

■景観形成の方針

長浜市景観まちづくり計画では、「長浜らしい景観」を市民共有の大切な財産として守り、高め、価値あるものとして次世代に継承するため、中心市街地の主な通りや街道沿いを特定景観形成重点区域に指定し、一定の行為を行う場合の景観形成基準や事前届出制度を定めています。

a ながはま御坊表参道景観形成重点区域

- 大通寺の参道にふさわしい伝統的な建築様式の町家が並ぶ情緒ある景観の保全に努めます。
- 通りのシンボルとなる大通寺の山門への眺望を妨げない景観まちづくりを進めます。

b 博物館通り景観形成重点区域

- 曳山博物館との調和に配慮しながら、歴史文化価値の高い建築物が残るまちなみの保全に努めます。
- 新たに建築物の建築等を行う際も、区域特有の風土を活かし、歴史文化価値の高い建築物が残るまちなみとの調和に配慮します。

c 北国街道景観形成重点区域

- 長浜らしい伝統的な様式の町家や建造物などを保全・継承するとともに、これらを活用した景観まちづくりを進めます。
- 伝統的まちなみと調和した形態、意匠、素材、色彩を用いるなど、景観を損わない配慮に努めます。

d ゆう壱番街景観形成重点区域

- 歴史文化と調和した周辺の通りやまちの回遊性に配慮した景観まちづくりを進めます。
- 新しい建築物などが違和感なくまちなみにとけ込むよう、歴史的な趣を残す工夫をするなど、通りの個性や魅力を高める景観の創出に努めます。

e 大手門通り景観形成重点区域

- 通りの奥行に配慮し、視認性の高いまちなみづくりを進めます。
- 新しさが伝統的な景観を損なわないよう、建築物等の形態、仕様、素材、色彩などに配慮して景観の創造に努めます。

f やわた夢生小路景観形成重点区域

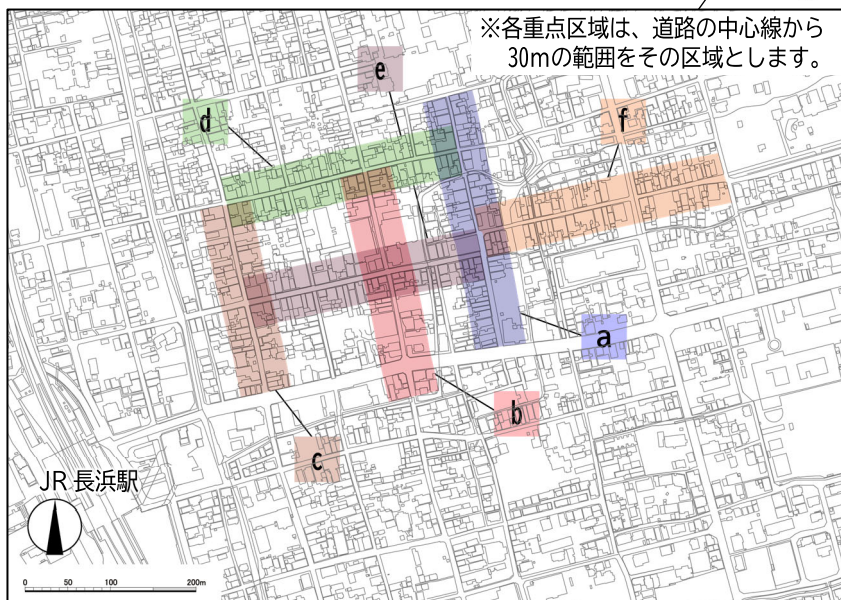
- 貴重な伝統文化や伝統工芸の息づかいを感じられる長浜八幡宮の参道、曳山巡行にふさわしいまちなみづくりを進めます。
- 通りのシンボルである長浜八幡宮の鳥居への眺望を妨げない景観まちづくりを進めます。

g 北国街道木之本宿景観形成重点区域

- 木之本宿にふさわしい伝統的な様式の町家を保存・継承するとともに、これらを活かした風情あるまちなみづくりを進めます。
- 新しい建築物等が伝統的なまちなみと調和するよう、形態、仕様、素材、色彩などに配慮し、まとまりある景観まちづくりに努めます。



※各重点区域は、道路の中心線から30mの範囲をその区域とします。



※北国街道木之本宿景観形成重点区域は、道路および道路縁両側から15mの範囲をその区域とします。

■景観形成基準について（共通）

事 項		基 準	
		指定7区域共通	個別基準の有無
建築物	位 置	○周囲のまちなみに調和するよう壁面の位置をそろえ、通りの連続性に配慮します。	—
	形態・意匠	<全般> ○周囲のまちなみの景観と調和に配慮した形態・意匠を基調とします。	b 博物館通り (P5) c 北国街道 (P6)
		<屋根> ○原則として、適度に軒を出した勾配のある屋根を設けます。やむを得ない場合は、周囲の景観に配慮した屋根の形態とします。	a ながはま御坊表参道 (P5) c 北国街道 (P6)
		<設備> ○敷地内や建築物に付属する設備（屋上に設ける設備を含む。）は、建物と一体となったデザインとし、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。やむを得ない場合は、覆いをするなど修景します。	
		<日よけテントなど> ○必要最小限度とし、デザインや色彩は、周囲と調和するよう工夫します。	—
		<太陽光発電設備等> ○公共空間から望見しにくい形で設置し、付属する配管等の設備等は、建築物と一体とするよう努めます。 ○壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにします。 ○勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させるようにします。	—
		○陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとします。ただし、これにより難い場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。 ○屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮します。	—
	素 材	<全般> ○周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用します。 ○屋根は和風感のある瓦、または、これに準ずる素材を基本とし、周囲のまちなみの景観と調和したものとします。 ○地域性のある素材の活用に努めます。	—
		<建具> ○外部に面する建具は、落ち着いた色のカラーサッシ、その他これに類するものとし、可能な範囲で木製を用いることとします。	g 北国街道木之本宿 (P7)
	高 さ	○敷地前面の道路から 13m以下を原則とし、できるだけ低くするよう努めます。ただし、社寺などの伝統様式による建築物、公益施設は除きます。	g 北国街道木之本宿 (P7)
	緑 化 (植栽)	○敷地の周辺は、できる限り緑化に努めます。 ○敷地内に生育する樹木などはできるだけ残します。やむを得ず伐採する必要が生じたときは必要最小限にとどめます。ただし、樹姿または樹勢が優れた樹木は、移植の適否を判断し、周辺への移植に努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めます。	—
	その他	<屋外照明> ○屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。	b 博物館通り (P5)

事 項		基 準															
		指定 7 区域共通	個別基準の有無														
建築物	色 彩	<外壁の色彩(基準値・推奨値)> ○けばけばしい色彩とせず、外壁の色彩の推奨値を基調とし、周辺景観および敷地内の状況と調和をはかります。	—														
		○外壁（太陽光発電設備等を除く。）の色彩は、日本産業規格 Z8721（色の三属性による表示方法）により、区域ごとの基準値ならびに推奨値を定めます。 <table><tr><td>a ながはま御坊表参道</td><td>P5</td></tr><tr><td>b 博物館通り</td><td>P5</td></tr><tr><td>c 北国街道</td><td>P6</td></tr><tr><td>d ゆう壺番街</td><td>P6</td></tr><tr><td>e 大手門通り</td><td>P7</td></tr><tr><td>f やわた夢生小路</td><td>P7</td></tr><tr><td>g 北国街道木之本宿</td><td>P7</td></tr></table> ・ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除きます。	a ながはま御坊表参道	P5	b 博物館通り	P5	c 北国街道	P6	d ゆう壺番街	P6	e 大手門通り	P7	f やわた夢生小路	P7	g 北国街道木之本宿	P7	左記該当ページ のとおり
		a ながはま御坊表参道	P5														
b 博物館通り	P5																
c 北国街道	P6																
d ゆう壺番街	P6																
e 大手門通り	P7																
f やわた夢生小路	P7																
g 北国街道木之本宿	P7																
<太陽光発電設備等の色彩> ○太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとします。 ○太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とします。 ○太陽光発電設備等に付属する配管等の設備の色彩は建築物の色彩と調和したものとするよう努めます。	—																

■色彩基準について

マンセル表色系

長浜市の景観形成基準には、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を用いています。ひとつの色彩を[色相(いろあい)][明度(あかるさ)][彩度(あざやかさ)]という3つの属性の組み合わせによって表現します。

マンセル記号

マンセル記号は、[色相(いろあい)][明度(あかるさ)][彩度(あざやかさ)]の属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R4.0/14.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色はN6.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

色相(いろあい)

色相は、いろあいを表します。10 種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット(R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)とその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。

明度(あかるさ)

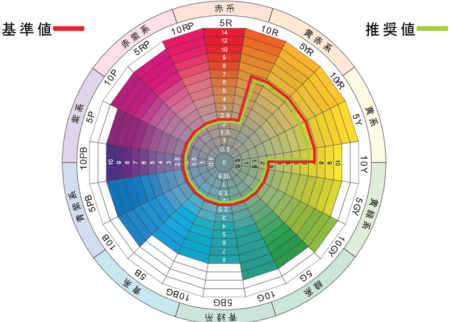
明度は、あかるさの度合いを 0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり 10 に近くなります。

彩度(あざやかさ)

彩度は、あざやかさの度合いを 0 から 14 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は 14 程度です。

《色彩基準の例》

ながはま御坊表参道景観形成重点区域



※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは若干場合があります。



マンセル記号による色彩の表し方と読み方

■景観形成基準について（共通）

事 項		基 準	
		指定7区域共通	個別基準の有無
工作物	門、垣、柵、塀類（建築物に付属するものを含む。）	○周囲のまちなみに調和するよう壁面の位置をそろえ、通りの連続性に配慮します。 ○周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ○けばけばしい色彩を避け、周辺景観および敷地内の状況と調和が得られるものとします。 ○具体的には、建築物に関する基準の色彩の項に準じるものとします。 ○屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。	—
	擁 壁	○外観は周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ○外観は周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる素材を用います。	—
	その他	○すっきりした形態および意匠に努めるとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとします。ただし、彫刻物の形態および意匠は、周辺景観になじむものとし、やむを得ない場合は、道路から容易に望見できないよう遮へいします。なお、芸術作品展などの開催にともない一時的に措置されるものは除きます。 ○高さは、敷地地盤から15m以下を原則とし、周辺の建物よりも突出したものとしません。 ○次に掲げる工作物は、上記のほか、次に掲げる措置を講じます。 (ア) 外部に設ける配管類など付属する設備（屋上に設ける設備を含む。）は、工作物と一体となったデザインとし、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、工作物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。やむを得ない場合は、覆いをするなど修景します。 (イ) 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。 (ウ) 自動販売機は、周囲のまちなみに調和するよう、通りの連続性に配慮した設置、または、周辺景観に配慮したデザインや色彩によるものとします。 (エ) 郵便受けおよび宅配ボックスは、周辺景観と調和するよう、周囲の修景、または、周辺景観に配慮したデザインや色彩によるものとします。 (オ) 太陽光発電設備等は次に掲げる措置を講じます。 (1) 太陽光発電設備等は、公共空間からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮します。 (2) 太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとします。 (3) 太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。 (4) 平面型の太陽光発電設備等を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じます。 (5) 平面型の太陽光発電設備等の最上部は、目隠し措置の高さより低くするよう努めます。	d ゆうぎ番街（P6） e 大手門通り（P7）
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系（その支持物を含む。）		○電柱は、民有地に移設するなど極力目立たないよう配置し、できるだけ道路の路面には配置しないよう努めます。 ○色彩は、落ち着いた色彩となるよう努め、周辺景観との調和をはかります。 ○空中を横断する配線は、可能な限り控えます。	—
屋外における物品の集積または貯蔵		○原則として、道路から2m以上後退します。 ○道路の敷地境界線から可能な範囲で後退するとともに、既存樹木の保全に努めます。 ○遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、その遮へい措置に見合った高さまでとします。 ○事業所における原材料・製品、スクラップなどまたは建設工事などにおける資材などの集積または貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じます。特に道路に面する部分では、常緑の中高木などで遮へいします。 ○農林水産品置場、商品の展示場などは、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、その敷地の周囲に修景のため植栽します。 ○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。	—
土地の形質の変更		○造成などにかかる切土および盛土の量は、構造に支障のない限り少なくするとともに、擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとします。 ○のり面が生じる場合は、周辺景観および周辺環境に配慮し、必要な修景を行います。 ○行為終了後、土地の不整形な分割または細分化は避けます。 ○駐車場を設置する場合は、道路から望見できないよう、垣、柵、塀などの工作物や植栽などによる遮へいに努めるなど、周辺の景観との連続性や調和に配慮します。 ○広場、運動場その他これらに類するものを設置する場合は、当該施設にかかる敷地の面積の20%以上の敷地を緑化します。	—

■景観形成基準について（個別）

a ながはま御坊表参道景観形成重点区域																																							
事 項		基 準																																					
建築物	形態・意匠	<屋根> ○原則として、適度に軒を出した勾配のある一文字瓦の屋根、雁木、格子窓を設け、壁面は白壁となるよう努めます。																																					
	色 彩	<基準値・推奨値> ○外壁（太陽光発電設備等を除く。）の色彩は、日本産業規格 Z8721（色の三属性による表示方法）により基準値および推奨値を次のとおりとします。 <table><tr><th colspan="3">基 準 値</th><th colspan="3">推 奨 値</th></tr><tr><th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1 Y R～10 Y</td><td>－</td><td>6.5以下</td><td>0.1 R～10 Y R</td><td>5 以上</td><td>6.5以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>－</td><td>2 以下</td><td>0.1 Y～10 Y</td><td>7 以上</td><td>6 以下</td></tr><tr><td colspan="3">無彩色は、N 1～N9.5</td><td>上記以外の色相</td><td>－</td><td>2 以下</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">無彩色は、N 1～N9.5</td></tr></table> ・ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除きます。			基 準 値			推 奨 値			使用する色相	明度	彩度	使用する色相	明度	彩度	0.1 Y R～10 Y	－	6.5以下	0.1 R～10 Y R	5 以上	6.5以下	上記以外の色相	－	2 以下	0.1 Y～10 Y	7 以上	6 以下	無彩色は、N 1～N9.5			上記以外の色相	－	2 以下				無彩色は、N 1～N9.5	
基 準 値			推 奨 値																																				
使用する色相	明度	彩度	使用する色相	明度	彩度																																		
0.1 Y R～10 Y	－	6.5以下	0.1 R～10 Y R	5 以上	6.5以下																																		
上記以外の色相	－	2 以下	0.1 Y～10 Y	7 以上	6 以下																																		
無彩色は、N 1～N9.5			上記以外の色相	－	2 以下																																		
			無彩色は、N 1～N9.5																																				

b 博物館通り景観形成重点区域			
事 項		基 準	
建築物	形態・意匠	<全般> ○2階建てを基本とし、3階以上の階層を設ける場合は、通りの連続性に配慮します。 ○ショーウィンドウの形態は、出窓形式の構造とします。	
	色 彩	<基準値・推奨値> ○外壁（太陽光発電設備等を除く。）の色彩は、日本産業規格 Z8721（色の三属性による表示方法）により基準値および推奨値を次のとおりとします。	
		基 準 値	推 奨 値
		使用する色相	彩度
		0.1 R～10 Y R	10以下
建築物	色 彩	0.1 Y～10 Y	6.5以下
		上記以外の色相	2 以下
		無彩色は、N 1～N9.5	
		・ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除きます。	
		○奥行きのある長い敷地の中庭の活用に努めます。	

■景観形成基準について（個別）

c 北国街道景観形成重点区域																										
事 項		基 準																								
	形態・意匠	<全般> ○通りに面する建物は、3 階までとします。 <屋根> ○原則として、適度に軒を出した勾配のある屋根を設けます。																								
	建築物	<基準値・推奨値> ○外壁（太陽光発電設備等を除く。）の色彩は、日本産業規格 Z8721（色の三属性による表示方法）により基準値および推奨値を次のとおりとします。 <table><tr><th colspan="2">基 準 値</th><th colspan="2">推 奨 値</th></tr><tr><th>使用する色相</th><th>彩度</th><th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1 R～10 Y R</td><td>10以下</td><td>0.1 R～10 Y R</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>0.1 Y～10 Y</td><td>6.5以下</td><td>0.1 Y～10 Y</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td><td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr><tr><td colspan="2">無彩色は、N 1～N9.5</td><td colspan="2">無彩色は、N 1～N9.5</td></tr></table> ・ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除きます。		基 準 値		推 奨 値		使用する色相	彩度	使用する色相	彩度	0.1 R～10 Y R	10以下	0.1 R～10 Y R	6 以下	0.1 Y～10 Y	6.5以下	0.1 Y～10 Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N 1～N9.5		無彩色は、N 1～N9.5
基 準 値		推 奨 値																								
使用する色相	彩度	使用する色相	彩度																							
0.1 R～10 Y R	10以下	0.1 R～10 Y R	6 以下																							
0.1 Y～10 Y	6.5以下	0.1 Y～10 Y	4 以下																							
上記以外の色相	2 以下	上記以外の色相	2 以下																							
無彩色は、N 1～N9.5		無彩色は、N 1～N9.5																								

d ゆう壺番街景観形成重点区域			
事 項		基 準	
建築物	色 彩	<基準値・推奨値> ○外壁（太陽光発電設備等を除く。）の色彩は、日本産業規格 Z8721（色の三属性による表示方法）により基準値および推奨値を次のとおりとします。	
工作物	その他	○標準基準による。ただし、高さについては敷地地盤から 15m以下を原則とし、周辺の建物よりも突出しないものとするが、アーケードおよびアーケードに付属する設備は除くこととします。 ○アーケードは通りのイメージに合ったデザインとし、付随する広告物等は周囲の景観を阻害しないものとします。	

e 大手門通り 景観形成重点区域																						
事 項		基 準																				
建築物	色 彩	<基準値・推奨値> ○外壁（太陽光発電設備等を除く。）の色彩は、日本産業規格 Z8721（色の三属性による表示方法）により基準値および推奨値を次のとおりとします。																				
		<table><tr><th colspan="2">基 準 値</th><th colspan="2">推 奨 値</th></tr><tr><th>使用する色相</th><th>彩度</th><th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1R～10Y</td><td>10以下</td><td>0.1R～10Y R</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td><td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr><tr><td colspan="2">無彩色は、N 1～N9.5</td><td colspan="2">無彩色は、N 1～N9.5</td></tr></table>	基 準 値		推 奨 値		使用する色相	彩度	使用する色相	彩度	0.1R～10Y	10以下	0.1R～10Y R	6 以下	上記以外の色相	2 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N 1～N9.5		無彩色は、N 1～N9.5	
		基 準 値		推 奨 値																		
		使用する色相	彩度	使用する色相	彩度																	
		0.1R～10Y	10以下	0.1R～10Y R	6 以下																	
		上記以外の色相	2 以下	上記以外の色相	2 以下																	
無彩色は、N 1～N9.5		無彩色は、N 1～N9.5																				
・ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除きます。																						
工作物	その他	○標準基準による。ただし、高さについては敷地地盤から 15m以下を原則とし、周辺の建物よりも突出しないものとするが、アーケードおよびアーケードに付属する設備は除くこととします。																				
		○アーケードは通りのイメージに合ったデザインとし、付随する広告物等は周囲の景観を阻害しないものとします。																				

f やわた夢生小路景観形成重点区域			
事 項		基 準	
建築物	色 彩	＜基準値・推奨値＞ ○外壁（太陽光発電設備等を除く。）の色彩は、日本産業規格 Z8721（色の三属性による表示方法）により基準値および推奨値を次のとおりとします。	

g 北国街道木之本宿景観形成重点区域																													
事 項		基 準																											
建築物	色 彩	<基準値・推奨値> ○外壁（太陽光発電設備等を除く。）の色彩は、日本産業規格 Z8721（色の三属性による表示方法）により基準値および推奨値を次のとおりとします。 <table><tr><th colspan="2">基 準 値</th><th colspan="2">推 奨 値</th></tr><tr><th>使用する色相</th><th>彩度</th><th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td>10以下</td><td>0.1R～10R</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>0.1Y R～10Y</td><td>4 以下</td><td>0.1Y R～10Y</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td><td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr><tr><td colspan="2">無彩色は、N 1～N9.5</td><td colspan="2">無彩色は、N 1～N9.5</td></tr></table> ・ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除きます。				基 準 値		推 奨 値		使用する色相	彩度	使用する色相	彩度	0.1R～10R	10以下	0.1R～10R	6 以下	0.1Y R～10Y	4 以下	0.1Y R～10Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N 1～N9.5		無彩色は、N 1～N9.5	
		基 準 値		推 奨 値																									
		使用する色相	彩度	使用する色相	彩度																								
		0.1R～10R	10以下	0.1R～10R	6 以下																								
		0.1Y R～10Y	4 以下	0.1Y R～10Y	4 以下																								
上記以外の色相	2 以下	上記以外の色相	2 以下																										
無彩色は、N 1～N9.5		無彩色は、N 1～N9.5																											
素 材	<建具> ○外部に面する建具は、可能な範囲で木製を用いることとします。																												
高 さ	○敷地前面の道路から 13m以下を原則とします。ただし、社寺などの伝統様式による建築物、公益施設は除きます。																												

■届出が必要となる行為

一定の規模を超える建築物や工作物の新築（新設）や増改築、開発行為、土石等の採取、木竹の伐採等の行為を行う場合は、市の景観形成基準に適合しているかを審査するため、あらかじめ届出が必要です。

行 為		規 模
①建築物の新築・増改築・移転		○地上高が5 mを超えるもの ○延べ面積が10 ㎡を超えるもの ※設置期間が90 日を超えない場合は届出不要
②建築物の外観の修繕・模様替・色彩の変更		○外観の変更範囲の合計が10 ㎡を超えるもの ○太陽光発電設備等の設置にあつては、モジュール面積の合計が10 ㎡を超えるもの ※設置期間が90 日を超えない場合は届出不要
③工作物の新設・増改築・移転	垣、柵、塀、擁壁類	○地上高が1.5mを超えるもの ○長さが10mを超えるもの
	その他	○地上高が5 mを超えるもの ○太陽光発電設備等の設置にあつては、モジュール面積の合計が100 ㎡を超えるもの
④工作物の修繕・模様替・色彩の変更		○外観の変更範囲の面積の合計が10 ㎡を超えるもの
⑤開発行為		○行為にかかる部分の土地の面積が100 ㎡を超え、かつ行為によって生じるのり面の地上高が1.5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの
⑥土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採・土地の形質の変更		○行為にかかる部分の地形の外観の変更範囲の合計が100 ㎡を超えるもの
⑦土石等の堆積		○堆積する土石等の地上高が1.5mを超えるもの ○行為にかかる部分の土地の面積が1,000 ㎡を超え、かつ堆積期間が30 日を超えるもの
⑧木竹の伐採		○木竹の地上高が5 mを超えるもの
⑨屋外における夜間の建築物、工作物への照射		○①または③に掲げる規模の建築物または工作物に設置する照明で各面における外観を照らす範囲が見付面積の2分の1を超え、かつ10 ㎡を超えるもの ※照明およびその照明方法の変更が90 日を超えない場合は届出不要

届出が不要な行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 仮設の工作物の建設等
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 次の法令に基づき規定された行為、または、許可、認可、届出等を要する行為
 - ・文化財保護法、滋賀県文化財保護条例、長浜市文化財保護条例
 - ・都市計画法（地区計画等に定められた事項）※景観計画に定められた景観形成基準が地区計画等に定められている景観形成基準と同一な場合、その届出対象行為は適用除外となります。
 - ・屋外広告物法、長浜市屋外広告物条例 ※規模や掲出箇所、内容により、屋外広告物条例に基づく許可申請が必要な場合があります。
 - ・滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例、長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例
 - ・自然公園法

■届出の手続

